

## 第6回 遠賀町農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和5年12月8日(金)

午前8時58分～午前10時16分

2. 場 所 遠賀町役場 2階 大会議室

## 第6回 遠賀町農業委員会総会議事録

1. 日時 令和5年12月8日(金) 午前8時58分～午前10時16分

2. 場所 遠賀町役場 2階 大会議室

3. 出席委員(13名)

議長 1番 三原 高志(欠席)

副議長 2番 安藤 敏生

委員 3番 石井 佐千生

委員 4番 林 長輝

委員 5番 原田 利春

委員 6番 加藤 陽一郎

委員 7番 米田 かおる

委員 8番 一田 孝雄

委員 1番 秦 公美

委員 2番 白石 元弘

委員 3番 白木 敏明

委員 4番 松井 悟

委員 5番 矢野 英昭

委員 6番 吉田 茂三

委員 7番 高崎 洋介(欠席)

4. 12月の農業相談委員

4番 林 長輝 委員

5番 原田 利春 委員

5. 議事日程

(1) 付議案件

① 農地法第5条の規定による許可申請について

(●●●●●)

② 農地法第5条の規定による許可申請について

(●●●●●・●●●●●)

- ③ 農地法第5条の規定による許可申請について  
(株式会社●●●●●● 代表取締役 ●●●●●●)

(2) その他の案件

- ① 福岡県農業委員会研修大会について  
② 中間・遠賀地区研修会について  
③ 農業委員会手帳の配布について  
④ 忘年会について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	大場 繁雄 (挨拶後退席)
事務局職員	濱田 美孝
事務局職員	植本 千晴
事務局職員	大村 亮介

開 会 8 時 5 8 分

- 議長 おはようございます。  
本日の出席委員は、農業委員8名中7名、推進委員7名中6名の出席となっております。三原会長、高崎洋介委員より欠席の連絡がっております。  
農業委員の過半数の出席があり、総会が成立しています。  
よって、ただいまより第6回遠賀町農業委員会総会を開会いたします。
- 議長 それでは次第の2、本日の農業相談員は4番林長輝委員、5番原田利春委員が農業相談の当番ですが、相談の予約はありません。
- 議長 次に本日の議案ですが、次第にありますように付議案件は農地法第5条申請関係3件となっております。ご審議のほどよろしく申し上げます。
- 議長 なお本日の総会の会議書記ですが、事務局職員の濱田を指名します。

議長

では、現地調査を伴う案件について事務局より一括して説明をお願いします。

事務局

はい。それでは議案書の1ページをお開きください。  
付議案件①農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。  
譲受人が福津市にお住まいの●●●●氏、譲渡人が尾崎にお住まいの●●●●氏です。  
申請地が3ページの字図にありますように、大字尾崎字先野々906番1、地目は畑、面積が480㎡です。  
農地区域が農業振興地域内農用地で、土地の用途区分は無指定の第2種農地となっております。  
申請理由は自己住宅の建築となっております。  
申請に関する確実性については関係書類で確認をしております。営農の支障については、生産組合長さんの無条件承諾となっております。  
4ページが被害防除計画書です。雨水の排水は溜枿を通じて側溝への放流。汚水・生活雑排水は公共下水道への接続となっております。  
用地造成に伴う被害防除としては「コンクリートブロックと型枠ブロックを外周に設置し、土留め工事を行うこと」となっています。  
5ページが現況平面図です。  
図面上が北側で道路に面しています。右の東側には隣地との境界に既設のコンクリートブロックおよびフェンスが設置されています。また、この農地は道路より高くなっており、道路側には擁壁が設けられています。  
6ページ、7ページが土地利用計画図および縦横断面図です。  
6ページをご覧ください。北側の道路側に駐車場、南側に建物を建てる予定となっております。敷地の周囲はコンクリートブロックおよび型枠ブロックが設置されます。図面右側にある北と南をつないだY-Y'断面図をご覧ください。駐車場にする北側を切土し道路とフラットにする計画です。  
7ページをご覧ください。西と東をつないだX-X'断面については、図面下にある縦横断面図の通り切土盛土はありません。

8 ページが排水図です。汚水・生活雑排水は下水道へ接続。雨水は溜桧から側溝へ排水します。

9 ページが立面図です。

10 ページが関係者説明に関する調査票です。関係者には説明を行って了承を得ています。

続きまして議案書の11ページをお開きください。付議案件②農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。

譲受人が宗像市にお住まいの●●●●氏、●●●●氏の2名、譲渡人が尾崎にお住まいの●●●●●氏です。

申請地が13ページの字図にありますように大字尾崎字先野々949番3、946番2の2筆で、地目は畑、面積は合計266㎡です。

農地区域が農業振興地域内非農用地で、土地の用地区分は無指定の第2種農地となっております。

申請理由は自己住宅の建築となっております。

申請に関する確実性については関係書類で確認をしております。

営農の支障については生産組合長さんの無条件承諾となっております。

14ページが被害防除計画書です。雨水の排水は溜桧を通じて側溝への放流。雨水・生活雑排水は公共下水道への接続となっております。

用地造成に伴う被害防除としては「コンクリートブロックを2段設置し土留め工事を行う」こととなっております。

15ページが現況平面図です。

図面の上が北側で道路に面しています。右の東側には隣地との境界に既設のコンクリートブロックおよびフェンスが設置されています。また、この農地も道路より高くなっており、道路側には擁壁が設けられています。さらに、西側には農道が接しており、申請地の南側に隣接している農地への通路となっております。

16ページが土地利用計画図および縦横断図です。

北側の道路側に駐車場、南側に建物を建てる予定となっております。南側にコンクリートブロック2段を設置し、東側は

既設のコンクリートブロックおよびフェンスをそのまま利用します。西側の農道と接している部分は農業用機械が通るため通行の妨げにならないように現状のままとする計画です。汚水・生活雑排水は下水道へ接続、雨水は溜桝から側溝へ排水します。図面右側にある北と南をつないだB-B'断面図をご覧ください。駐車場にする北側を切土し、道路とフラットにする計画です。

西と東をつないだA-A'断面については、図面下にある縦横断面図のとおり切土盛土はありません。

17ページが立面図です。

18ページが関係者説明に関する調査票です。関係者には説明を行い了承を得ています。

続きまして議案書の19ページをお開きください。

付議案件③農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。

譲受人が別府に事業所を置く株式会社●●●●●● 代表取締役 ●●●●●●氏、譲渡人が岡垣町にお住まいの●●●●●●氏です。

申請地が21ページの字図にありますように大字別府字中下3410番、3411番2、3416番の3筆で、地目はすべて田、面積は2,306㎡です。

農地区域が農業振興地域外で、土地の用途区分は準工業地域の第3種農地となっております。

申請理由は製品置場、駐車場となっております。

申請に関する確実性については関係書類で確認をしております。

営農の支障については、生産組合長さんの無条件承諾となっております。

22ページが事業計画書です。申請者の事業目的は商品置場、駐車場で、施工計画は1月から着工し、翌年6月に供用開始となる見込みです。申請地における事業内容は、車両が1tトラック1台、バンが15台、資材等は鉄骨が5t、従業員数は10人の予定となっております。

23ページが被害防除計画書で、雨水の排水は溜桝および水

路放流、汚水・生活雑排水は発生無しとなっております。  
用地造成に伴う被害防除としては「法面の勾配を1：2とし種子吹付による保護を行い、東側水路沿いには板柵工を施し土留め工事を行う」こととなっております。

24ページが現況平面図です。図面上の北側にある3筆が申請地となっております、その下の南側が既存の事業所の敷地になります。また、図面右の東側に水路があります。

25ページが土地利用計画図です。

申請地の左側360㎡を駐車場、右側1,300㎡を製品置場とし、残りの646㎡は法面とする計画です。法面は図面上の申請地の3筆を囲っている濃い部分となります。敷地はコンクリートで覆い、雨水は既存の事業所との境にある側溝へ排水します。東側の水路との境界には、板柵工により土留め工事を行います。

26ページが縦横断図です。現況の農地が既存の事業所より低いため、既存の事業所とフラットになるように盛土を行う計画となっております。盛土を行なった法面は勾配を1：2とし種子吹付を施し保護を行います。

27ページが関係者説明に関する調査票です。関係者には説明を行い了承を得ています。

以上で現地調査を伴う案件についての説明を終わります。

議長

それではこれより現地調査を行いますので、総会を暫時休憩します。

休 憩 9 時 1 6 分

— 現地調査後 —

再 開 1 0 時 0 3 分

議長

再開します。  
それでは、付議案件①を議題に供します。

地区担当の林長輝委員および松井悟委員から報告をお願いします。

農業委員  
(4番) 自己住宅建築に係る農地転用ということで、問題ないと考えます。ご審議よろしくをお願いします。

推進委員  
(4番) 問題はないと思いますのでご審議お願いいたします。

議長 ありがとうございます。それでは本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。  
付議案件①農地法第5条の規定による許可申請について、原案のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成6名で付議案件①は承認されました。

議長 次に付議案件②を議題に供します。  
同じく地区担当の林長輝委員および松井悟委員から報告をお願いします。

農業委員  
(4番) 付議案件①と同じで問題ないと思いますのでよろしくをお願いいたします。

推進委員  
(4番) 問題ないと思います。よろしくをお願いいたします。

議長 ありがとうございます。それでは本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。  
付議案件②農地法第5条の規定による許可申請について、原案のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成6名で付議案件②は承認されました。

議長 次に付議案件③を議題に供します。  
地区担当の加藤陽一郎委員および吉田茂三委員から報告をお願いします。

農業委員 (6番) 今の工場の拡張ということです。周りの農地にも影響はないと  
考えます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

推進委員 (6番) 今の工場の拡張ですので問題ないと思います。よろしく  
お願いいたします。

議長 ありがとうございます。それでは本件について発言のある  
委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。  
付議案件③農地法第5条の規定による許可申請について、原案のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成6名で付議案件③は承認されました。

議長 それではその他の案件について事務局より説明をお願いします。

事務局 ①福岡県農業委員会研修大会について説明。

- ② 中間・遠賀地区会の研修会について説明。
- ③ 農業委員会の手帳の配布について説明。
- ④ 農業委員会の忘年会について説明。

事務局からは以上です。

議長

それでは、その他の案件について皆さんの方から何かありませんか。

【ありません。】の声

議長

無いようでございますので、以上をもって、第6回遠賀町農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。

閉 会            1 0 時            1 6 分